優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

自転車置場

Bicycle Sheds

BLS BS:2009②

２０１０年３月１９日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

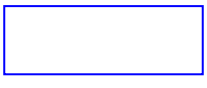

―――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準
自転車置場

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法
Ⅱ．要求性能
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
（1.2.3 健康上の安全性の確保）
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 自転車置場のライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供
Ⅲ．附則

優良住宅部品認定基準

自転車置場

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

居住者の用に供する自転車その他の自転車を収容する自転車置場で、屋外に独立して設置するものに適用する。

2. 用語の定義

a）車輪固定装置：自転車が倒れないように車輪等をはさんで固定し、自転車の収容を整然と行う機能をもつものをいう。

b）取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

c）インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

d）Ｓ９００型（一般地型）：1 年を通じて、あまり雪が降らない一般地で、雪が残らない地域を想定した、積雪荷重値 900N/㎡に対して安全を確認したもの。

e）Ｓ１２００型（一般地型）：1 年を通じて、あまり雪が降らない一般地で、雪が残らない地域を想定した、積雪荷重値 1200N/㎡に対して安全を確認したもの。

f）Ｓ３０００型（多雪地型）：比較的雪が多く降る地域で、冬季には根雪が残る多雪地域を想定した、積雪荷重値 3000N/㎡に対して安全を確認したもの。

g）Ｓ４５００型（豪雪地型）：雪が多く降る地域で、根雪が残る豪雪地域を想定した、積雪荷重値 4500N/㎡に対して安全を確認したもの。

h）Ｗ８３０型：基準風速 34 m/s、地表面粗度区分Ⅲを想定した、風圧力 830 N/㎡に対して安全を確認したもの。

i）Ｗ１０４０型：基準風速 38 m/s、地表面粗度区分Ⅲを想定した、風圧力 1040 N/㎡に対して安全を確認したもの。

j）Ｗ１２７０型：基準風速 42 m/s、地表面粗度区分Ⅲを想定した、風圧力 1270 N/㎡に対して安全を確認したもの。

3. 部品の構成

標準的な構成部品は表－１による。

表－１　構成部品

		構成部品名	構成の別　注）	備考
主要部材	基礎部材	アンカー	○	
	小屋組部材	屋根	●	
		けた（桁）	●	
		はり（梁）	●	
	柱・腰壁回り部材	柱	●	
		腰壁	△	
備品		車輪固定装置	△	
		鼻隠し	△	
		側板	△	
		車止め	△	
		ﾁｪｰﾝ用ﾊﾞｰﾗｯｸ	○	
		照明器具	△	
		雨どい(横樋)	○	
		雨どい(竪樋)	△	

注）構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料はその名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。ただし、土間コンクリート等については施広範囲対象外とする。

a）基礎またはアンカーと柱の緊結等

b）自転車置場の組立・据付

6. 寸法

自転車置場の製作寸法公差は、間口、奥行及び高さの外形寸法に対して± 5mmのものを対象とする。ただし、連続して設置するものについては、連続方向は除く。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1　機能の確保

a）排水が確保され、雨がかりへの配慮がなされていること。

b）自転車の出し入れが容易に行えること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a）耐積雪荷重

自転車置場の屋根、梁・桁等は、所定の積雪荷重において適切な剛性を有すること。

b）耐風圧力

自転車置場の屋根及び壁は、所定の風圧力において適切な剛性を有すること。

c）耐局部荷重

自転車置場の屋根板は、所定の局部荷重において破損又は著しい変形がないこと。

d）耐衝撃力

自転車置場の壁及び屋根は、所定の衝撃力において、使用上支障のある破損及び著しい変形がないこと。

e）耐荷重

自転車置場のチェーン用バーラックは、所定の集中荷重において破損又は使用上支障のある変形がないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

人体、衣服等が直接触れる部分には、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

（1.2.3 健康上の安全性の確保）

1.2.4 火災に対する安全性の確保

自転車置場は、燃えにくいこと。

1.3 耐久性の確保

a）部材の耐食性

自転車置場の主要部材は、耐食性を有すること。

b）表面処理の耐塩水性

自転車置場の主要部材の表面処理は、耐塩水性を有すること。

c）塗膜の耐久性

自転車置場の主要部材の塗膜は、所定の耐衝撃性、鉛筆硬さ、付着性、耐候性が確保されていること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 自転車置場のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2　供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a）保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b）無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、５年（塗装の剥げ・錆び等については２年）以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

＜免責事項＞

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動･分解などに起因する不具合

4 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

5 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

6 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

7 火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異または戦争･暴動等破壊行為による不具合

運用方針：

無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備･運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)を明記した図書が整備されていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a) 「一般地型」「多雪地型」「豪雪地型」の別

b) 耐風圧性能

c) 主要部材の材料

d) 寸法（間口寸法×奥行寸法）

e) 設置場所の制限

f) 耐積雪荷重・耐風圧性能を超える地域への設置制限事項

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1) 誤使用防止のための指示・警告

2) 事故防止のための指示・警告

3) 製品の使用方法

4) 使用者が維持管理するべき内容

5) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）

6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法

7) 製品に関する問い合わせ先

8) 消費者相談窓口

b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。

c）上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a）製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b）取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c）有償契約メンテナンスの有無及び内容

d）消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a）「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

b）品質保証に関する事項

1）施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2）保険の付保に関する事項

① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：
・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。
なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ．附則

１．この認定基準（自転車置場　ＢＬＳ　ＢＳ：２００９②）は、２０１０年3月１９日から施行する。

２．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（自転車置場　ＢＬＳ　ＢＳ：２００９）は廃止する。

３．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

４．この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（３．により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

「優良住宅部品認定基準（自転車置場)」の解　説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（自転車置場)」の改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

１．適用範囲の拡大

住宅以外の用途に使用される場合であっても、優良な部品としての性能等が損なわれないため、適用範囲を住宅以外の用途への使用に拡大した。

Ⅱ　要求事項の根拠

１．自転車の収容台数の表示【Ⅰ 1 1.1 b)】

自転車の収容台数の表示は、自転車の幅寸法と自転車置場１スパンの寸法から算出することとし、自転車の幅寸法は、自転車収容時にハンドルを傾けた状態での幅寸法を 400㎜ として計算することとしている。なお、ここで設けた式による自転車収容台数は最大値であり、より少ない台数で表示することができるものとする。

２．積雪に対する要求性能【Ⅱ 1.2　1.2.1　a)】

積雪荷重に対しては、自転車置場を設置する地域に合わせて作られるのが一番よいわけだが、工場生産品である以上現実には不可能である。したがって、評価基準の【Ⅱ 1.2.1 a)】の表－２にあるとおり S900 型、S1200 型、S3000 型、S4500 型の４つのランクを設けて地域にあったものを選べるよう配慮した。S900 型、S1200 型は、雪がほとんど降らず根雪の残らない地域に対応しており、S3000 型、S4500 型は、雪の降る積雪地域に対応するよう設定されている。

自転車置場の現状の製品は、大きく分けて部品の四隅に柱を持つタイプと、部品の片側もしくは中央にしか柱のないものがあり、基準でもこの２タイプに分けて規定を設けている。

部品の片側もしくは中央にしか柱のないものは、明確な基準を定めることが難しく、計算やたわみ量などで判定することができないので、部材が許容応力度の範囲をこえないこととしている。

３．風圧力に対する要求性能【Ⅱ 1.2　1.2.1　b)】

自転車置場の場合比較的寸法がコンパクトに作られているので、屋根、壁等の各部材ごとに風圧力の単位荷重を定め、これと面積とによって求められる数値を風圧力として採用している。求められた荷重を基に性能試験を行い、支障がないかどうか確認している。

風圧力の荷重については、基本的に建築基準法により得られる値としている。屋根、壁等の各部材ごとに想定する風圧力ｑは、設置可能地域を勘案して３つのランクを設けて評価を行い、その性能についてカタログ等で情報提供することとする。各風圧力は、平成 12 年建告第 1454 号に示される基準風速 34m/s、38m/s、42m/s における地表面粗度区分Ⅲの値を基にしている。風圧力ｑの区分は、平成 12 年建告第 1454 号で定められる市区町村ごとの基準風速において、対応可能な地域の範囲を考慮して設定した。

屋根の吹き上げ荷重については、積雪に対する要求性能と同様の理由から、部品の四隅に柱を持つタイプと、部品の片側もしくは中央にしか柱のないタイプを分けて規定を設けている。

壁の吹き付け荷重については、当該要求性能が壁パネル単体の取付強度及び構造耐力の確認を目的としているため、帳壁として扱い荷重を設定している。

４．局部荷重に対する要求性能【Ⅱ 1.2　1.2.1　c)】

局部荷重については、屋根に子供などの人が乗った場合に支障が生じないかを確認している。荷重値は、子供の体重と歩く際の負荷を考慮して、550Ｎとした。

５．衝撃力に対する要求性能【Ⅱ 1.2 1.2.1 d)】

衝撃力については、強風時に瓦等の固い物が飛んできてぶつかった場合に使用上支障が生じないかを確認している。衝撃力の程度は、飛ばされた物が自然落下に近い形でぶつかった場合を想定している。

６．塗膜の耐久性に関する要求性能【Ⅱ 1.3 d)】

スチール等の材料でできている自転車置場は、表面塗装の性能が悪いと錆の発生や劣化が著しく早く進行してしまう場合がある。そこで表面塗装等の性能を確認する意味で耐久性試験を行っている。耐用年数については、設置されている場所等の環境によっても異なるので一概には言えないが、ある一定レベル以上の高い耐久性能を持った部品であることは確認されている。

７．環境に対する配慮【Ⅱ．1.4】(任意選択事項)

各方面からのニーズが高まっている環境対策について、2003年に当財団、(社)リビングアメニティ協会及び環境共生住宅推進協議会と共に「住宅部品環境大綱」を策定し、環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言した。優良住宅部品認定基準においても「環境負荷の低減」に関する事項を任意選択事項として定め、申請者の製造場における環境負荷の低減への取組み等を評価することとした。

a) 製造場の活動における環境配慮【Ⅱ．1.4.1】（任意選択事項）

環境に配慮した製造には、ISO14001等の環境マネジメントシステム取得のほか、独自に環境方針や環境基準を定め、省エネルギー型生産設備の導入、環境法令(騒音、振動、排水、排気、廃棄物の処理など)に基づいた製造等が考えられる。環境マネジメントシステムの取得を義務付けるものではない。

b) 住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮【Ⅱ．1.4.2】（任意選択事項）

全ての住宅部品は、設計から廃棄に至るまでの部品のライフサイクルの各段階（次の①から⑥の各項）において、必ず何らかの環境負荷を発生させており、一部の申請者では、環境負荷低減に向け業界をリードする積極的な活動の裾野を広げることを目的に、これらの活動を評価する基準を設けた。なお、当面の間は対象となる住宅部品が一部の住宅部品と考えられることから、任意選択事項とした。

① 材料の調達時等における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.1】
② 製造・流通時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.2】
③ 施工時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.3】
④ 使用時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.4】
⑤ 更新・取外し時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.5】
⑥ 処理・処分時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.6】

８．供給者の供給体制等に係る要求事項【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

a) 適切な品質管理の実施【Ⅱ．2.1】

認定の対象となる部品は工業化された部品であり、製造における品質の安定性が強く求められている。これら品質管理の手法としてISO9001等の品質マネジメントシステムを用いるケースが増えてきていることから、その内容を認定基準として取り入れた。また、従前の認定基準総則において要求していた「生産上の品質管理規準」も、ISO9001と同等の品質マネジメントシステムとして考えられる。

b) 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保【Ⅱ．2.2】

使用者への情報提供不足からクレームとなることが多く、これらを抑制するためには、製品個々の実力、性能を維持し続けるための適切な使用方法、消耗品の有無及び交換頻度等の情報を、適切な情報伝達により使用者と共有することが重要と考えられる。

そこで、製品の確実な供給を行うとともに、適切なアフターサービスの提供により顧客満

足度の向上に努めることなどの取組み内容を求めた。

c）適切な品質保証の実施【Ⅱ．2.2.1】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅の主要構造部等に対し10年間の瑕疵担保責任づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、かつ「別に定める免責事項」*を保証書等に記載することを要求した。また、保証期間には「施工の瑕疵を含む」事を明確に表示することを求めた。

＊：「別に定める免責事項」

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3 メーカーが定める施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動･分解などに起因する不具合
4 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
5 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
6 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
7 火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異または戦争･暴動等破壊行為による不具合

d）確実な供給体制の確保【Ⅱ．2.2.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。

e）維持管理のしやすさへの配慮【Ⅱ．2.2.3.1】

全てのＢＬ部品への要求事項。消耗品の交換やメンテナンスの実施のしやすさ等を求めた。

f）補修及び取替えへの配慮【Ⅱ．2.2.3.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。「取替えパーツの供給可能な期間の設定」に加え、消費者との間で誤解を招きやすいような消耗品の有無や交換頻度など、維持管理上の重要情報の有無を明確にしておく事を求めた。

住宅部品に対するクレームのひとつとして、メーカー側から必要情報が提供されていないことや、住宅部品の流通段階で情報だけが適切にリレーされず、使用者等に必要な情報が届かないことによるものがある。これらを改善するために、使用期間中に交換や点検が必要な部品(消耗品や補修用性能部品と呼ばれている部品)の有無やその交換頻度(交換条件等を含む)の情報を提供することにより、メーカーと使用者等との間のトラブル低減に努めることとした。

なお、交換頻度については、設置環境、使用環境、その他、複数の条件が重なることにより、バラツキが大きいため、できる限り想定している前提条件を明確にし、交換頻度とともに使用者等へ情報提供を行い、住宅部品を使用していただくことが必要と考えられる。

また、住宅部品の設計耐用年数は、建築躯体の寿命まで住宅部品の更新を行いながら使い続けるために、大変重要な情報であるが、使用者等が「設計耐用年数」*1、と「製品補償期間」*2等を同一のものと捉えているケースが多く、住宅部品の設計耐用年数の公表は市場をさらに混乱させる可能性が高いと考えられるため、当財団では第三者機関として、企業と使用者等との間で共通認識されていない用語や定義の通訳を行うなど、お互いが都合の良い判断や一方的に妥協させられる対応が行われないよう環境整備に努める。

＊１：メーカーが住宅部品の開発・製造時に設置環境、使用環境、使用条件等を設定し、基本性能や機能が維持するであろう年数として設定する耐用年数をいう。

＊２：住宅部品の初期故障等のフォローを意識している補償期間をいう。製品の初期不良や設計上の瑕疵等の保証のみについて行うことが多く、基本性能の維持等使用状況等に左右される部分の補償は行っていないケースが多い。

g）確実な維持管理体制の整備【Ⅱ．2.2.4】

全てのＢＬ部品への要求事項。消費者対応が適切に行われるよう、相談窓口機能及び維持管理機能の継続を要求した。又、これらの対応を行う者に対して資質の向上、最新情報の入手や共有等計画的な教育の実施を求めた。さらに、維持管理対応記録の管理を求めた。

h）適切な施工の担保【Ⅱ．2.3】

従前からの全ての部品への要求事項としての適切なインターフェースの設定に加え、供給者の意図とは別の施工によりトラブルが発生しないよう、施工方法・納まりの明確化、施工上の注意点、禁止事項の明確化を求めた。

なお、建築躯体や取付ける住宅部品と比べ寿命が短い住宅部品や意匠上交換が行われやすい住宅部品などにあっては、みちづれ工事の抑制などの観点からインターフェースを設定しておくことが必要と考えられる。また、住宅部品の廃棄時を考えた場合、できる限り住宅部品間あるいは建築躯体間とで、分別しやすい収まりなどを設定していることも重要である。

さらに、施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化や施工における注意事項及び禁止事項を明確にしておくことを求めた。

９．情報の提供に係る要求事項【Ⅱ．3】

住宅部品に対するクレームを低減するために、住宅部品の持っている情報を、メーカーから使用者へ確実に伝えることが重要となる。住宅部品の選択段階、施工段階、使用段階、維持段階の各段階において、適切な情報を適切な方法で関係する者へ提供する事を求めた。消耗品の有無や価格等のような情報については、消費者が部品選択時に情報提供を受ける事により、クレームとはなりにくいものであり、適切なタイミング及びルートで提供されることが必要である。

a）基本性能に関する情報提供【Ⅱ．3.1】

設計者が設計ミスを犯さないよう。また、消費者が誤解しないよう、部品選択時において情報提供しておくべき内容をまとめ、カタログ等により提供する事を求めた。

使用者へ提供されるべき情報については、メーカーから直接届くものと設計者や施工者を介して届けられるものがあるため、後者に関しては使用者へ確実に提供されるようなお願い事項等が必要である。

b）使用に関する情報提供【Ⅱ．3.2】

従前からの全ての部品への要求事項として、取扱説明書等において使用者へ提供すべき内容をまとめ、適切な使用に関する情報を提供する事を求めた。また、保証書においてＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることを明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

c）維持管理に関する情報提供【Ⅱ．3.3】

最低限維持管理者へ提供すべき内容をまとめ、適切な方法により維持管理の実施に関する情報を提供する事を求めた。

d）施工に関する情報提供【Ⅱ．3.4】

従前からの全ての部品への要求事項として、施工説明書等において施工者へ提供すべき内容をまとめ、確実な施工の実施に関する情報を提供する事を求めた。また、ＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることと、施工説明書どおりの施工を行った場合にあっては、施工者が被保険者として請求できる事を明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

Ⅲ　その他

１．適用範囲

本基準による認定の適用範囲は、原則として住宅へ設置する自転車置場に限られる。ただし、自転車置場に求められる性能は付随する建物用途に依存しないため、住宅における自転

車置場本来の使用目的と同等の使い方をされる場合においては適用範囲に含むものとする。また、自転車置場本来の使用目的である、自転車の収容と差異のないバイクの収容等についても、取扱説明書、施工説明書等に記載された禁止事項に抵触しない限りは適用範囲に含むものとする。

２．基準改正の履歴

【2009 年 12 月 21 日公表・施行】

１．構成部品の変更

基礎は現場において施工されることが多く、メーカーが用意する物の要求がないため構成部品から削除し、自転車置場を安全に設置するために必要な基礎仕様は情報提供を行うこととした。また、アンカーを必須構成部品としていたが、同仕様のアンカーが現場で調達され、同梱を求められないことが多いため、セットフリー部品へ変更した。

２．機械的な抵抗力及び安定性の確保の変更

① 積雪荷重による梁、桁、柱および屋根面に対する要求性能の改正

１）試験によるたわみ量と許容応力度時のたわみ量とを比較する評価基準における式-2は、対応できる部材等が限られていることから、評価基準から外すこととした。

２）自転車置場の梁、桁等は物置ユニットと同様の構造であり、試験方法も同様であるため、物置ユニットと同じ要求性能とした。

３）屋根面は、これまで鋼板製折板屋根と同等の性能を要求していたが、想定している部材が異なり、また、屋根面に必要な性能は破損や破壊をせず雨水の侵入を防ぐことにあるため、使用上支障のある著しい変形がないことを要求性能とした。

② 耐風圧力に係る試験の改正

１）屋根の吹き上げ荷重について、従来の基準では柱の支持方法に関わらず評価を行っていたが、一律な基準では判断できないものもでてきたため、四隅に柱を持つものと片側にのみ柱を持つもの等について評価方法を分けた。

２）風圧力は、建築基準法施行令の改正に伴い、設置地域により風圧力が定められたことから、それぞれの地域に合わせた風圧力を設けることとした。

３．耐積雪荷重及び耐風圧力の評価方法の追加

連続型の耐積雪荷重及び耐風圧力については、構造計算による確認を追加した。

４．「適切な施工の担保」及び情報提供の変更

これまで「施工に関する情報提供」において情報提供することとしていた要求事項を「適切な施工の担保」の「施工方法・納まり等の明確化」に移し、同項に挙げた要求事項を情報提供することに変更した。また、耐積雪荷重及び耐風圧力についてカタログ等に明記し、情報提供する旨を追加した。

【2009 年 3 月 31 日公表・施行】

１．安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

認定基準及び評価基準において要求する性能のうち、当該性能に支障があった場合に、使用者の生命に係る又は重篤な怪我をするなど、特に使用者の安全に係る要求項目の試験については、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求することとした。

当該品目においては、屋根の風圧力に対する性能「屋根の吹上げ荷重試験」をその対象とした。なお、今回の改正は認定基準における変更はなく、評価基準において改正を行っている。

【2008 年 10 月 1 日公表・施行　一部追記】

１．附則の追記

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2006 年 10 月 16 日公表・施行】

１．認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

a）認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

b）認定基準の充実

1） 環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ．1.4】

改正前の認定基準においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

2） 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

①維持管理体制の充実【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

②消費者等への情報提供【Ⅱ．3】

ＢＬ部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

２．評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を制定した。

３．様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、項目番号の変更を行った。

【2005 年 9 月 9 日公表・12 月 1 日施行】

施工方法の明確化等の変更

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2001 年 12 月 21 日公表・2002 年３月 21 日施行】

防犯性の向上に伴なう変更

「防犯に配慮した共同住宅の設計指針・解説」に対応できるよう、以下の２項目についてあらたに規定を設けた。

a） チェーン用バーラックを必須構成部品（セットフリー部品）とし、1200Ｎ｛122.4kgf｝の集中荷重に耐えることを規定した。

b） 照明器具を取付ける場合、人を視認できる程度の明るさ（約３ルクス）となるよう、照明器具の種類、取付位置、取付方法等を「施工説明書」の中に記載することを規定した。

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し 10 年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999 年 8 月 20 日公表・施行】

a） 製作寸法許容差の規定の変更

改正前の基準では、製作寸法許容差を±10㎜としていたが、工場での生産体制で製作寸法許容差が±10㎜ということはないこと、施工誤差にも近い数値であり誤解されやすいことなどを配慮し、実態に則した値として±５㎜に変更した。

b) 雨がかりへの配慮として屋根の奥行寸法の規定を明記【Ⅱ ７.（１）２)】

収容されている自転車が、強風時など特殊な場合を除き通常の降雨によって濡れることのないよう、屋根の奥行寸法（水平投影寸法）を、自転車の全長以上の数値である 1900㎜以上とした。

c) 自転車の収容台数の表示についての規定を追加【Ⅱ ７.（１）３)】

改正前の基準では、自転車の収容台数については基準で特に規定はしておらず、ユーザーの選択にまかされていた。しかし、近年は集合住宅等においても、１世帯に１台から１.５台の割合で自転車を保有しており、自転車置場設置の要求が高まっている。そこで、収容台数の表示を適切に行うとともに、自転車の収容が整然と行えるよう規定化した。自転車１台当たり収容寸法を 400㎜としており、この寸法でも互いに自転車を譲り合うことによって整然とした収容が可能である。この数値は、以前より内規的な扱いとして定めていたが、今回基準の中に盛り込んだものである。

参考　情報提供上の整理区分

積雪荷重性能区分

型 式	積 雪 荷 重 値	備　　考
Ｓ１２００型	1，200N／㎡	１年を通じて、あまり雪が降らない地域で、根雪が残らない地域。 積雪量 60cm 以下（通常地）
Ｓ３０００型	3，000N／㎡	比較的雪が多く降る地域で、冬期には根雪が残る地域。 積雪量 100cm 以下（積雪地）
Ｓ４５００型	4，500N／㎡	雪が多く降る地域で、根雪が残る地域。積雪量 150cm 以下。（豪雪地）

風圧力性能区分

型　式	風圧力	備　　考
Ｗ８３０型	８３０Ｎ／㎡	日本全域の約８割程度の地域に対応できる風圧力。基準風速 34m/s、地表面粗度区分Ⅲに相当。
Ｗ１０４０型	１，０４０Ｎ／㎡	2009 年 12 月現在で、日本全域の主要都市（政令指定都市、中核都市、特例市）に対応できる風圧力。基準風速 38m/s、地表面粗度区分Ⅲに相当。
Ｗ１２７０型	１，２７０Ｎ／㎡	沖縄等一部暴風地域を除く、日本全域に対応できる風圧力。基準風速 42m/s、地表面粗度区分Ⅲに相当。